

生 徒 心 得

始業、下校時刻

1. 始業時刻 午前 8 時 35 分
終業時刻 6 限の日 午後 3 時 05 分
7 限の日 午後 4 時 05 分
校舎退出時刻 午後 5 時 00 分
下校時刻 午後 6 時 30 分
(電話対応時間 平日午前 7 時 30 分～午後 5 時 00 分)
2. 登校時間中(始業時より終業時まで)は、校外に出ない。外出する用件がある時は、外出届を HR 担任に提出して、その承認を得ること。
3. 下校時刻以後に校内に残る必要のある時は、関係教員(HR 担任、部活動顧問等)に届け出て、その承認を得ること。
4. 休日に登校する必要のある時は、関係教員に届け出て、その承認を得ること。
5. 長期休業期間および休日中の部活動は、生徒会を通じて届け出し、また生徒会によって時間等の指示を受ける。

出欠 その他

6. やむを得ず欠席、早退、遅刻および欠課をする場合は、原則として、事前にわかっている場合にはこの手帳の後方のページにより、HR 担任に申し出て承認を得る。安心メールを利用する場合には、別紙に従って申し出る。
7. 学校に認められた公式試合、コンクール等に参加する場合は関係教員の承認を得て、事前に公欠願を提出する。
8. 親族の喪に服する場合、忌引として下記の期間休むことができる。
父母 7 日、祖父母 3 日、兄弟姉妹 3 日、伯叔父母 1 日、曾祖父母 1 日、
父母の年忌 1 日

考査・単位認定

9. 定期考査は年間 5 回実施し、その他、実力考査および不定期の小テストを行なう。
10. 定期考査、実力考査等においては下記の事項を守ること。
(ア) 答案は、生徒番号順に整理して提出すること。
(イ) 受査上の注意事項
(1) 特別の事情のない限り、途中退出をしないこと。
(2) 机の中を空にすること。机の上に置けるものは、筆記用具およびその教科で指定された学用品(和歌、格言、英文字や地図などが印刷されていない物)

眼鏡、時計とする（ただしウェアラブル端末を除く）。その他の所持品は廊下に整頓して置くこと。これ以外のものや下敷きの使用を必要する場合は、事前に許可を得ること。（ひざ掛け・防寒具の使用は禁止）

- (3) 試験時間中に「ハンカチ」「タオル」「ティッシュペーパー」「目薬」の使用を希望する者は監督の先生に申し出て許可を受けてから使用すること。
- (4) 不正行為は絶対にしない。次のことをすると不正行為となることがある。その場合は、そのテストは零点となり、特別指導の対象となるので十分注意すること。
 - ① カンニング（カンニングペーパー・教科書・参考書・プリント類・他の人の答案等を見ること、他の人から答を教わること等）をすること。
 - ② 試験時間中に携帯電話等の電子機器類を身に付けていること。（アラームを解除して電源を切り、鞆の中に片付けること）
 - ③ 許可されていないもの（教科書・参考書・プリント・メモ類・音楽プレーヤー・ウェアラブル端末等）を身に付けていたり、机の中に入れていること。
 - ④ 試験監督者等の指示に従わないこと。
 - ⑤ その他、試験の公平性を損なう行為をすること。
- (5) 考査を欠席した場合は、原則考査後3日以内に欠席届を提出する。（受験などであらかじめ欠席が分かっている場合は、事前に提出する。）

11. 単位が認定されるものは下記の条件を満たすものである。

- (ア) 1単位につき35単位時間に相当する時間を標準とする授業時間に出席しているもの。
- (イ) 学年末の評価として、2以上の成績評価を得たもの。

服装 その他

12. 服装、その他身だしなみは瑞陵高校生の品位と誇りの表現であって常に質素で清潔、端正なものとする。よって下記の事項を遵守すること。

- (ア) 指定の制服、靴を着用し、校章（刺繍またはバッジ）をつけること。
- (イ) 学生服を着用する場合
黒色の詰襟の学生服を着用すること。
夏季は白色のカッターシャツ（開襟シャツを含む）を用いる。校章の刺繍のないシャツを着用する場合はバッジをつけること。
- (ウ) セーラー服を着用する場合
濃紺のセーラー服に、白の襟カバー、胸あてを付したものを着用し、正規の黒色リボンタイを付けること。
夏季（合服を含む）は白地の上衣に濃紺の襟を付けたものとし、襟に白線3本

をつける。

- (エ) スーツ型制服を着用する場合
指定のスーツ上下（ブレザーとスラックス）、その内側にはカッターシャツを着用し、指定のネクタイを着用すること。
夏季は白色のカッターシャツ（開襟シャツを含む）を用いる。校章の刺繍のないシャツを着用する場合はバッジをつけること。
 - (オ) カーディガン・セーター・ベストについては、式典時を除き、質素で地味なものに限り着用を認める。
セーラー服の上に着用する際には、襟の見えるものとする。
学生服・スーツ型制服着用時に着用する際には、カッターシャツの上に着用することを認める。ただし、冬季の登下校においては学生服またはブレザー（スーツ上着）を着用すること。
冬季の防寒衣は質素で地味なものに限り登下校時の着用を認める。
 - (カ) 靴下は標準的で華美でないものとする。
 - (キ) 春・秋の更衣期間は指示しない。気候・気温等を各自で判断し、正しく制服を着用すること。
13. 病気その他の事由によって、前記の規定に外れた服装を着用しようとする場合には、生徒手帳によって HR 担任に届け出て、その承認を得ること。
14. 頭髪は清潔を保ち、染髪等手を加えない。また、化粧・ピアス・アクセサリー等の装飾をせず、端正な身なりを心掛ける。
15. 校舎内は指定のスリッパを用いる。下履きと混用しないこと。瑞光館では指定の上履きを用いる。
16. 所持品（履物や衣服を含む）には必ず氏名を明記する。
貴重品や多額の金銭を所持しないよう注意する。
17. 紛失物や拾得物のあった時は、HR 担任または生活指導部に届け出ること。
拾得物は生活指導室に保管されているので、心当たりのあるものは申し出ること。

施設、備品

18. 学校の施設、備品を愛護し、清潔・整頓に留意すること。特に、下記の事項を守るよう努めること。
- (ア) 清掃分担区域は勿論、分担区域外についても清潔な環境を保つように努力すること。
 - (イ) 係の先生の許可なしに、学校の備品を持出さないこと。損傷しやすい備品、危険を伴わないやすい器具の使用についても同じ。
 - (ウ) 本来の使用法に反した勝手な使い方をしないこと。
19. 下記の施設を使用しようとする時は、事前に使用願を提出しそれぞれの係の先生の

許可を得ること。(生徒会、部活動等で定期的に使用することの認められているものを除く)

(ア) 瑞光館 (イ) 瑞心堂 (ウ) 和室

(エ) 各教室・特別教室・図書室・運動場などを、使用しようとする時。

20. 学校の施設、備品を破損したり損傷したときは、HR 担任（または部活動顧問）を通じて、破損届を総務部に提出すること。

旅行・乗物

21. JR 学生割引証は下記のような場合で適当と認めた時、発行する。

(ア) 帰省 (イ) 部活動 (ウ) 受験 (エ) 施設見学等

(オ) 通院 (カ) 保護者の旅行への随行

22. 通学のための JR、私鉄、地下鉄、市バス等の定期券購入に必要な証明書の発行は、事務室に申し込むこと。

23. 通学のため自転車を使用するものは、許可願を HR 担任を通じて提出し、許可を得ること。自転車通学者は交通ルール・マナーを遵守し、自転車乗車時にはヘルメットを着用するように努めること。運転免許証（バイク・普通車）は取得しない。また、四ない運動（免許を取らない、車に乗らない、車を買わない、車に乗せてもらわない）に積極的に参加する。

その他

24. 各 HR の日直は、HR のとりきめに基づいて、日常活動を円滑にすすめるように努め、HR 日誌に記録すること。

25. アルバイトはしない。特別な事情があり必要な場合は、事前に HR 担任に申し出ること。そしてアルバイト願等必要書類を生活指導部に提出し、指導を受けた上で行うこと。

26. 飲酒・喫煙・深夜徘徊など禁止されている行為はしない。また高校生にふさわしくない店（居酒屋・深夜営業店等）への出入りはしない。

27. 事故や補導をうけたときは、直ちに HR 担任に連絡し指示をうける。